

湖西市水道事業経営審議会 第2回説明資料

日時 令和4年12月26日 10時00分～

場所 湖西市役所 3階 委員会室

所管 湖西市環境部水道課

- 目次 -

1. 料金検討の進め方
2. 検討要素の整理
 - 2-1. 料金回収のあり方について
 - 2-2. 料金以外の各種サービスに対する
負担のあり方について
 - 2-3. 地域経済圏における料金水準について
3. 水需要予測・財政シミュレーションの条件設定検討
4. 次回検討項目

1. 料金検討の進め方【審議会の経緯と本審議会の目的】

【水需要予測について(第1回審議会より)】

- 給水人口の減少に伴い、**給水収益も減少する見通し**であり、
現行の水道料金水準で運営した場合、**将来の収益額は不足**する見込み
- ただし、これまでの料金体系を基に、今後も改定水準の検討を継続した場合、**将来の社会構造・情勢から時代に即さない時期を迎える可能性**がある
また、様々な利用者サービスの拡充に対して、**費用が発生**することから
サービスの提供のあり方についても検討が必要

➤ 将来の社会構造・情勢から想定される課題

- 現行の逦増性料金体系は、水需要減少に伴い料金収入が減少し不安定
- 基本料金の割合を上げることが望ましいが、少量利用者への影響が大きい
- サービス拡充に伴う費用に対し、個々のサービス提供のあり方も検討

(今回) 今後の水道料金の負担方針のあり方を検討

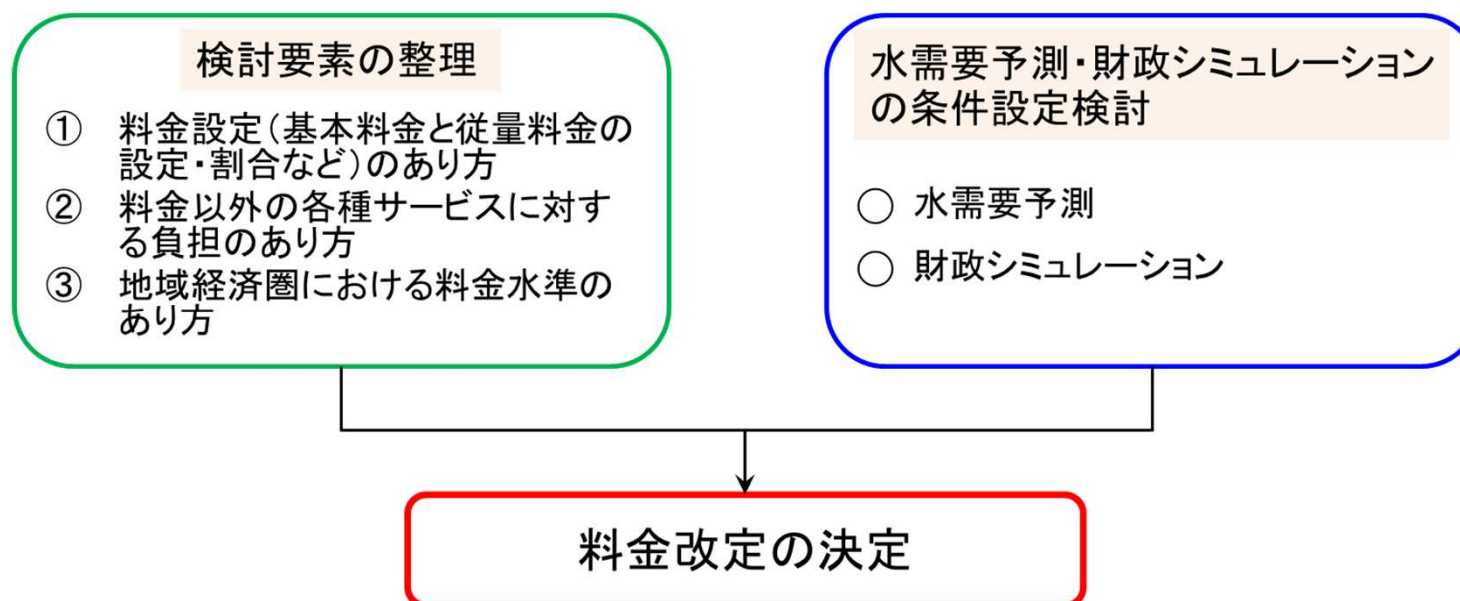
1. 料金検討の進め方【本日の議題】 (1) 料金検討の検討要素

【検討の流れ(案)】

将来に渡り、水道事業を安定的に継続するため、現行料金の妥当性を検討する必要がある。

水道料金は、給水サービスの対価であり、できるだけ低廉かつ公平でなければならない。また、将来の水道事業の経営見通しから、地域の特徴や負担のバランス、社会情勢、市民生活への影響などを踏まえ、住民サービスの提供の継続と、健全な経営の維持が可能となる水準を確保しなければならないと考える。

このため、検討に当たっては、検討要素を整理し方向性を検討するとともに、水需要見通しを踏まえた財政シミュレーション結果から料金改定の方針を決定する。



1. 料金検討の進め方【本日の議題】 (2) 料金検討の流れ

【検討要素の整理(案)】

- ① 料金設定(料金体系)のあり方について
利用者の水利用状況の変化や社会情勢を踏まえ、基本料金従量料金比率等、料金設定のあり方を整理
- ② 料金以外の費用負担のあり方について
料金徴収に係る各種サービスで発生している費用を踏まえた費用のあり方を整理
- ③ 地域経済圏における料金水準について
近隣事業者等の水道料金の現状を比較するとともに、湖西市の料金回収の考え方と今後の方針を整理

【水需要予測・財政シミュレーションの条件設定(案)】

予測期間や、シミュレーションの条件設定の考え方・設定値などを整理

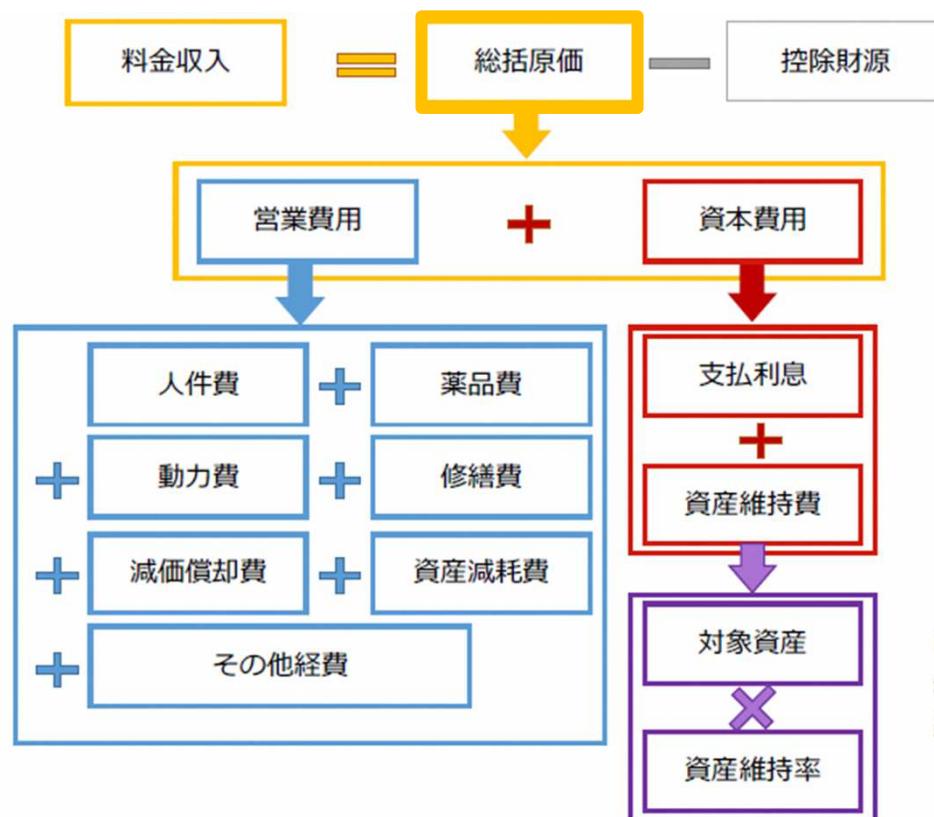


【第3回審議会】
(今後の料金負担の方針整理)

2-1. 料金設定のあり方について (1)水道料金の仕組み

1. 水道料金の仕組み

- 事業運営に必要な費用(総括原価)を、料金収入で補っている
- 総括原価は、事業活動に伴って生じる営業費用と、水道施設を維持するための設備資金の調達に発生する資本費用の2種類に分類



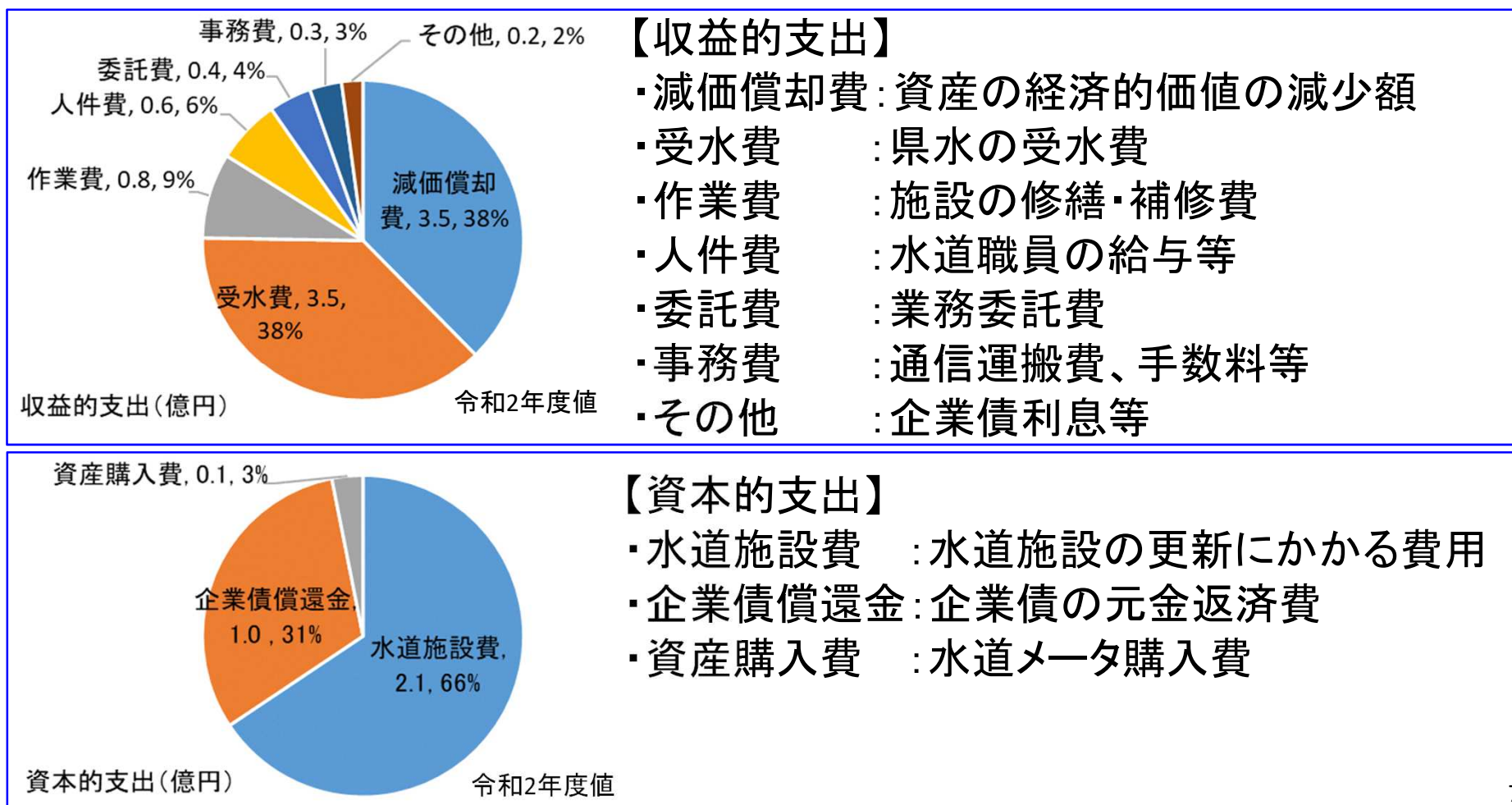
総括原価:
事業を適切に運営・維持・拡充強化していくために必要な費用の合計

※その他経費は収益的支出から人件費、薬品費、動力費、修繕費、減価償却費、資産減耗費、支払利息、対象外費用(受託工事費、雑支出、特別損失)を除いた額

2-1. 料金設定のあり方について (1)水道料金の仕組み

1. 水道料金の仕組み(湖西市)

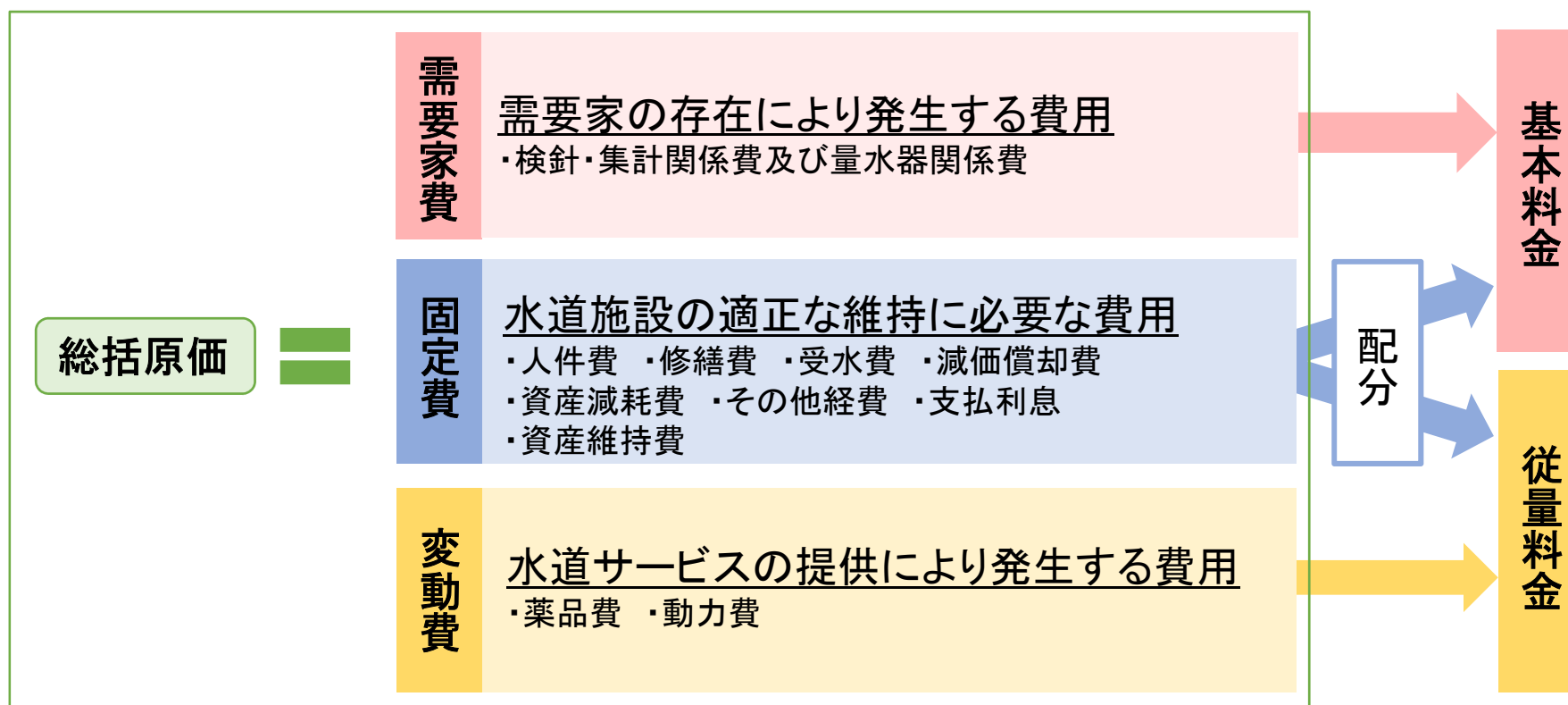
- 湖西市では、水道施設費・企業債償還金等の施設・管路の更新や整備にかかる費用や受水費が主な支出であり、他に施設の維持管理費・事務費も含まれる



2-1. 料金設定のあり方について (1)水道料金の仕組み

2. 費用種類の区分

- 総括原価は、費用の性質により、「需要家費」「固定費」「変動費」に分解
- 分解された費用は、使用水量によらずに負担してもらう「基本料金」と、使用水量に応じて負担してもらう「従量料金」に配分し、水道料金として回収



変動費は全額使用料金で賄い、固定費は基本料金・使用料金の双方で賄う。

固定費の基本料金・使用料金への配分割合は事業体ごとに独自で設定

2-1. 料金設定のあり方について (1)水道料金の仕組み

3. 一般的な各費用項目の区分

		項目	需要家費	固定費	変動費	
収 益 的 的 収 支 支 出	収 入	1. 営業費用				
		(1) 職員給与費	基本給		●	
			その他		●	
	益 益	(2) 経費	動力費			●
			薬品費			●
			受水費		●	●
			委託費		●	
			修繕費		●	
			材料費		●	
			その他		●	
	的 的 収 支	(3) 減価償却費等	既存減価償却費	●	●	
			新規減価償却費	●	●	
			資産減耗費		●	
	支 出	2. 営業外費用				
(1) 支払利息		既存支払い利息		●		
		新規支払い利息		●		
		その他		●		
		特別損失		●		

※基本料金は固定費

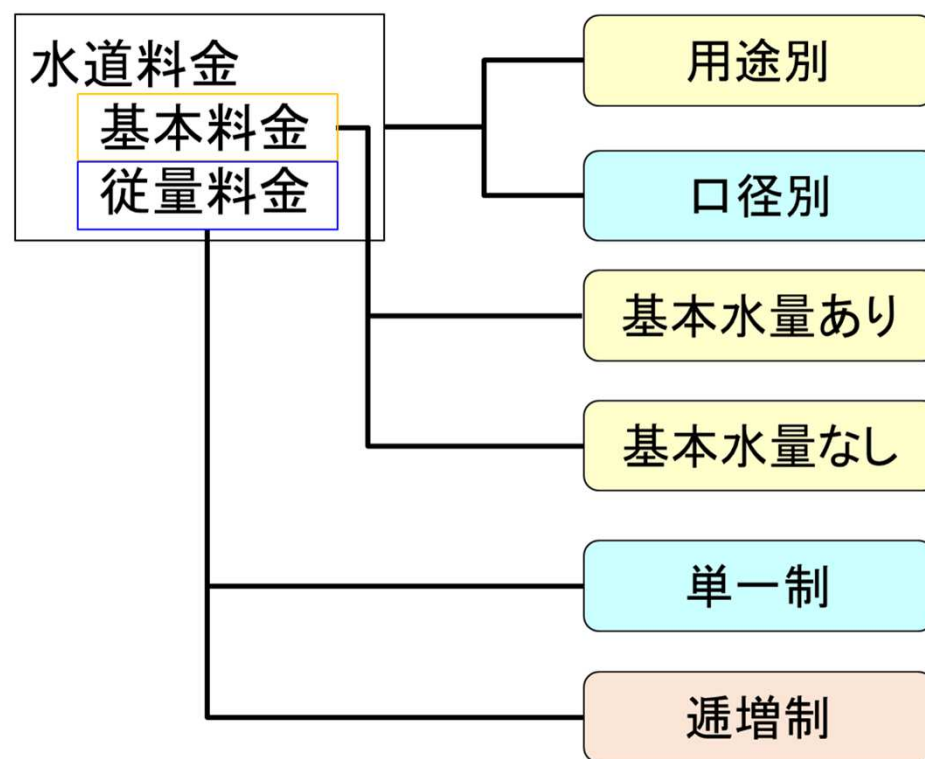
※量水器分は需要家費
※量水器分は需要家費

注)水道料金改定業務の手引き(公社日本水道協会)による区分

2-1. 料金設定のあり方について (1)水道料金の仕組み

4. 料金体系の設定

- 料金設定の特性により、「用途別料金体系」と「口径別料金体系」の2種類
- 更に、従量料金において「単一制料金」と「逦増制料金」や、基本水量の設定がある



2-1. 料金設定のあり方について (1)水道料金の仕組み

5. 各種料金設定の特徴

体系別種類	特徴
用途別料金体系	<ul style="list-style-type: none">● 需要者の負担力やサービス価値の差とその用途を基準として価格を設定● 生活用水の低廉を図る目的とした体系であり、公共性を重視した料金体系
口径別料金体系	<ul style="list-style-type: none">● 料金を個々のサービスの供給に必要な原価をもとに価格を設定● 個別原価並びに量水器口径別を用いた体系であり、客観的公平性の観点からの料金体系
従量料金体系別種類	特徴
単一制料金体系	<ul style="list-style-type: none">● 個別原価主義から、使用水量に対し同一単価を設定するもの
逦増制料金体系	<ul style="list-style-type: none">● 多量使用の抑制を目的に、使用水量増加に対して高い単価を設定するもの
その他体系別種類	特徴
基本水量制	<ul style="list-style-type: none">● 公衆衛生上の観点から、一定水量までの料金を基本料金内に設定することで、水の使用を促すとともに、一定区間の料金の低廉化を図るもの

2-1. 料金設定のあり方について (1)水道料金の仕組み

6. 料金体系の設定

- 一般的な料金体系や各費用項目の特徴などを踏まえ、当市の水道利用状況や将来の水需要、地域特性等から適正な料金体系の検討が必要
- また、現行料金体系の課題を整理した上で、料金体系の見直しが必要



将来にわたって健全な経営を継続するため、単に現行の料金体系を基に検討するのではなく、以下の検討項目を中心に、料金体系を設定する必要がある

【検討項目】

- 近年の社会構造の変化を踏まえた料金設定であること
- 各口径・用途別の使用状況を踏まえ、公正妥当なものであること
- 様々な利用者負担の視点から、適正な原価を配分した料金体系であること

現行料金体系に対し、基本料金と従量料金の割合や設定などを検討する

2-1. 料金設定のあり方について (2)湖西市水道料金の現状

1. 湖西市の現行水道料金

- 湖西市の水道料金は口径別基本料金制を採用し、2カ月単位で料金を徴収
- 主に一般家庭で使用している口径13mmと20mmは、基本料金内に基本水量を含んだ体系となっている

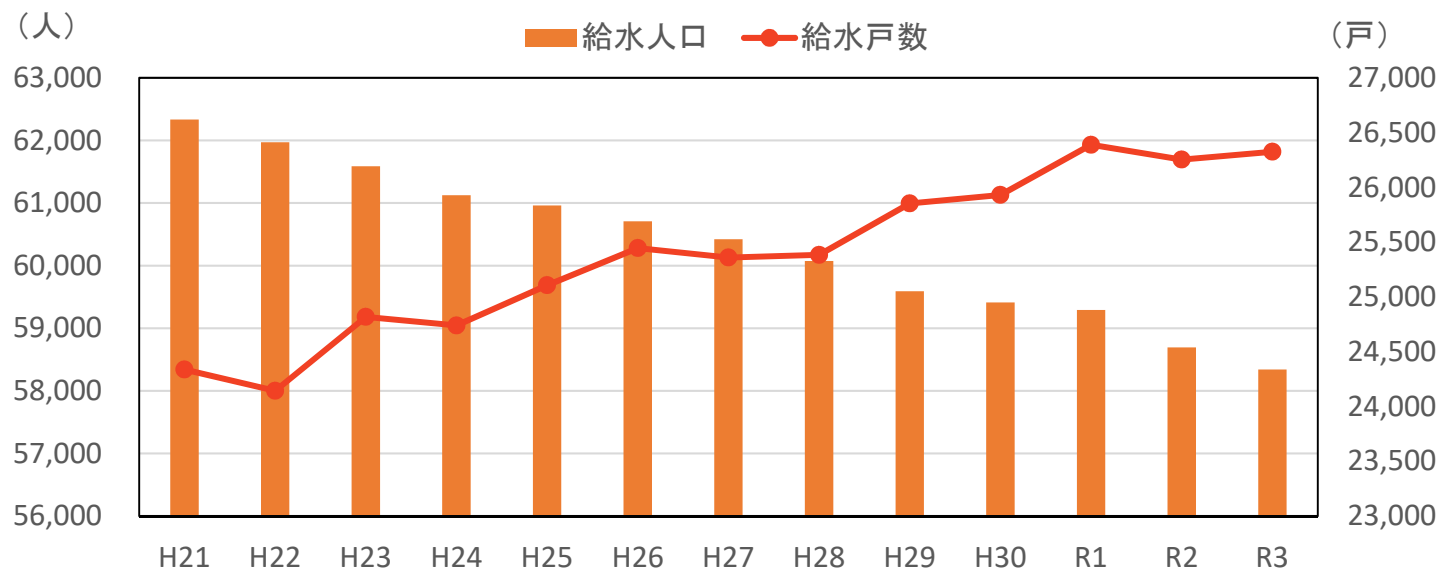
＜水道料金一覧表(2ヶ月・消費税含む)(令和元年10月1日から)＞

区分	量水器の口径	基本料金		超過料金・使用水量
		水量	金額	
一般用	13mm	16 ^m	2,200円	17 ^m ～50 ^m まで1 ^m につき137円50銭 51 ^m ～150 ^m まで1 ^m につき159円50銭 151 ^m 以上1 ^m につき176円
	20mm	16 ^m	4,180円	
	25mm		6,160円	1 ^m ～50 ^m まで1 ^m につき143円 51 ^m ～150 ^m まで1 ^m につき159円50銭 151 ^m ～500 ^m まで1 ^m につき176円 501 ^m 以上1 ^m につき198円
	30mm		10,120円	
	40mm		20,020円	1 ^m ～300 ^m まで1 ^m につき165円
	50mm		30,140円	301 ^m ～1,000 ^m まで1 ^m につき192円50銭
	75mm		68,200円	1,001 ^m 以上1 ^m につき209円
	100mm		118,800円	
	150mm		264,000円	1 ^m ～300 ^m まで1 ^m につき385円 301 ^m ～1,000 ^m まで1 ^m につき440円 1,001 ^m 以上1 ^m につき478円50銭
200mm以上			市長が別に定める。	

2-1. 料金設定のあり方について (2)湖西市水道料金の現状

2. 各種データの分析(給水人口・給水戸数)

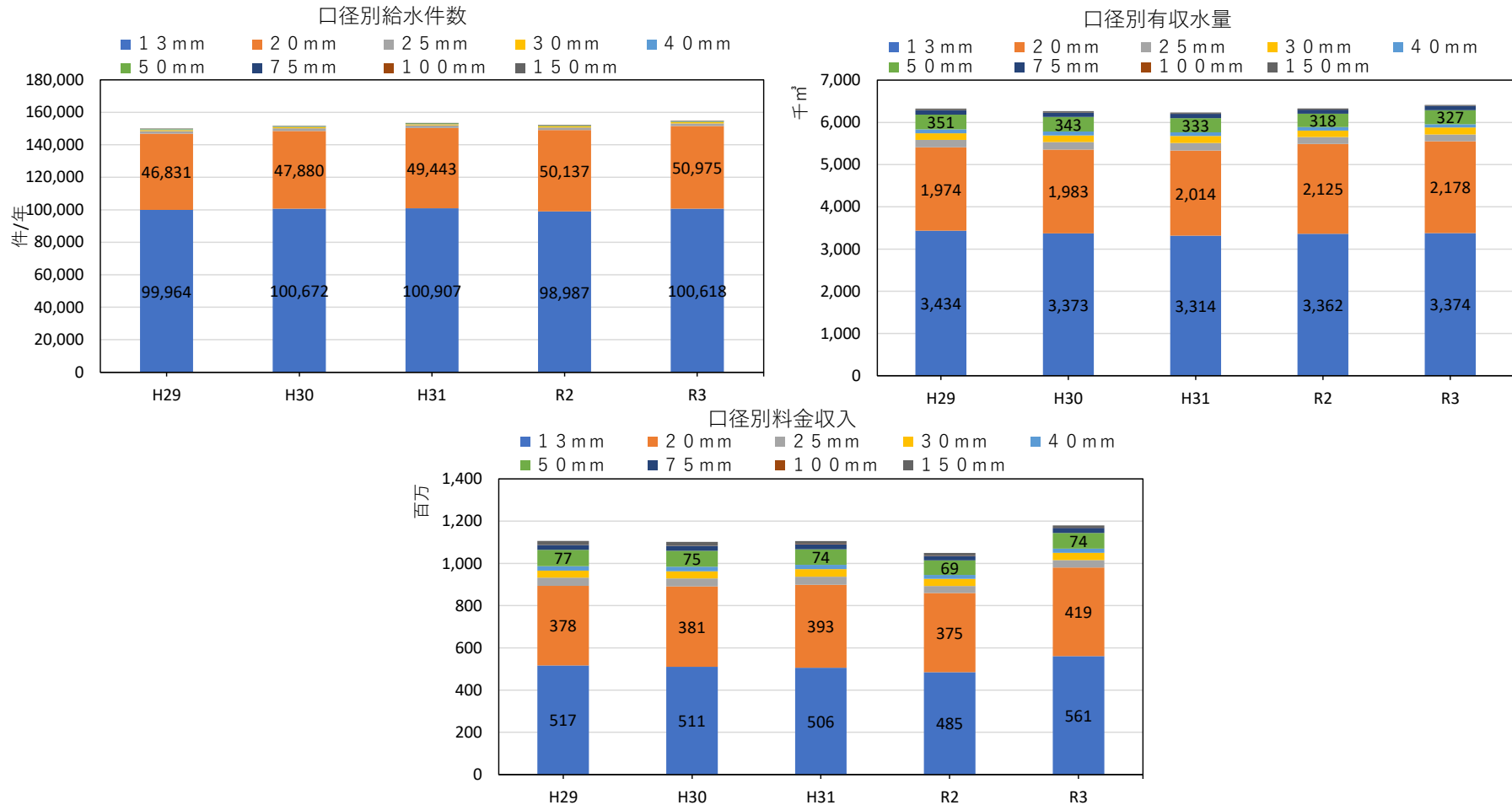
- 給水人口の減少を起因とした給水収益の減少の見通しがある一方、単身世帯の増加や核家族化等の社会構造の変化により給水戸数は増加傾向



2-1. 料金設定のあり方について (2)湖西市水道料金の現状

2. 各種データの分析(給水人口・給水戸数)

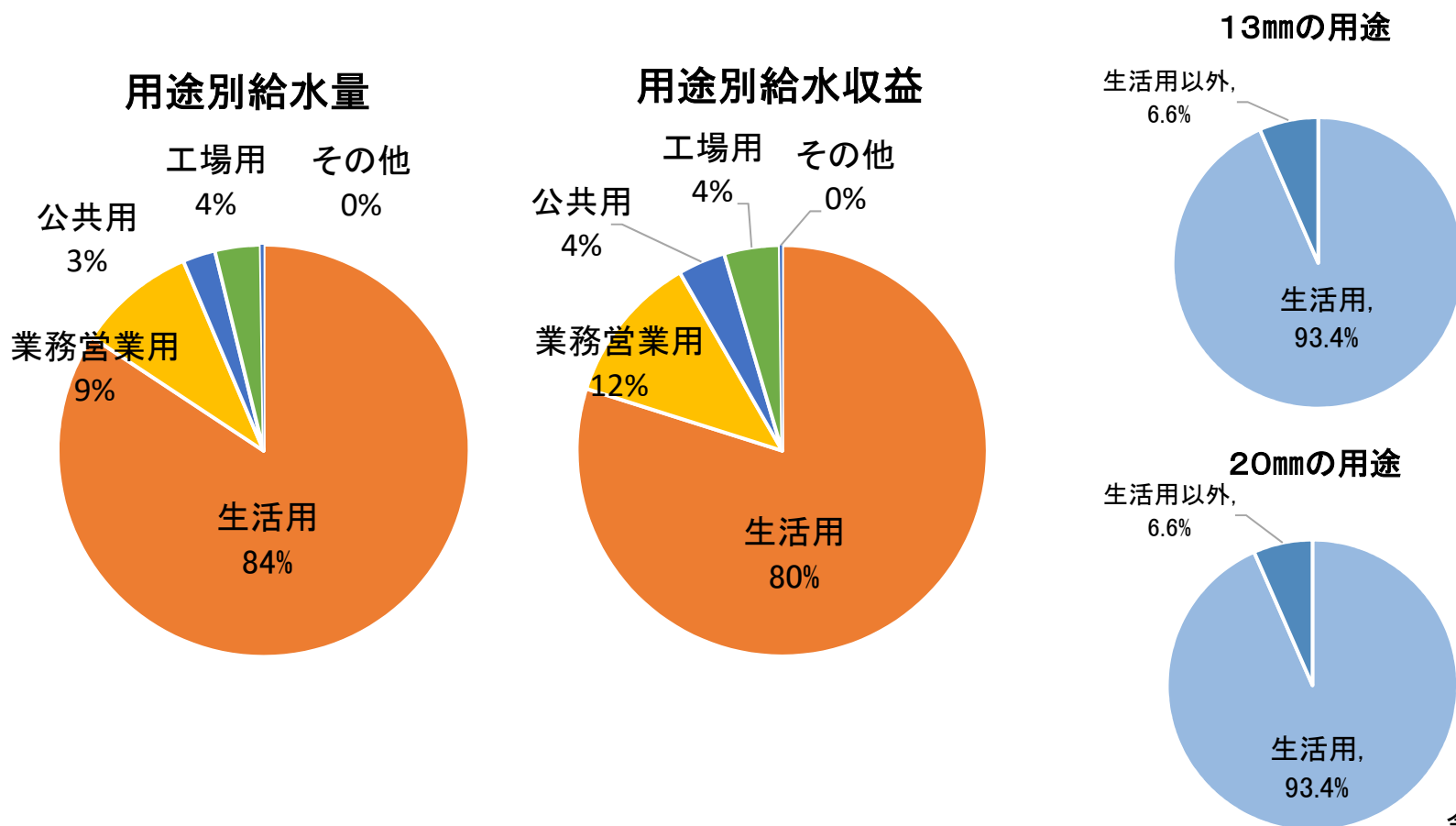
- 給水件数は口径13mmが概ね一定に対し、口径20mmが増加傾向。また、有収水量は口径20mmが増加傾向
- 料金収入(給水収益)は給水件数と有収水量より増減している
※ただし令和2年度は減免措置により収入は減少



2-1. 料金設定のあり方について (2)湖西市水道料金の現状

2. 各種データの分析(口径別の給水件数・給水量・給水収益の比率)

- 用途別の給水量、給水収益では生活用途が全体の80%以上を占める
- 生活用途の水道利用は、主に13,20mmの小口径が中心

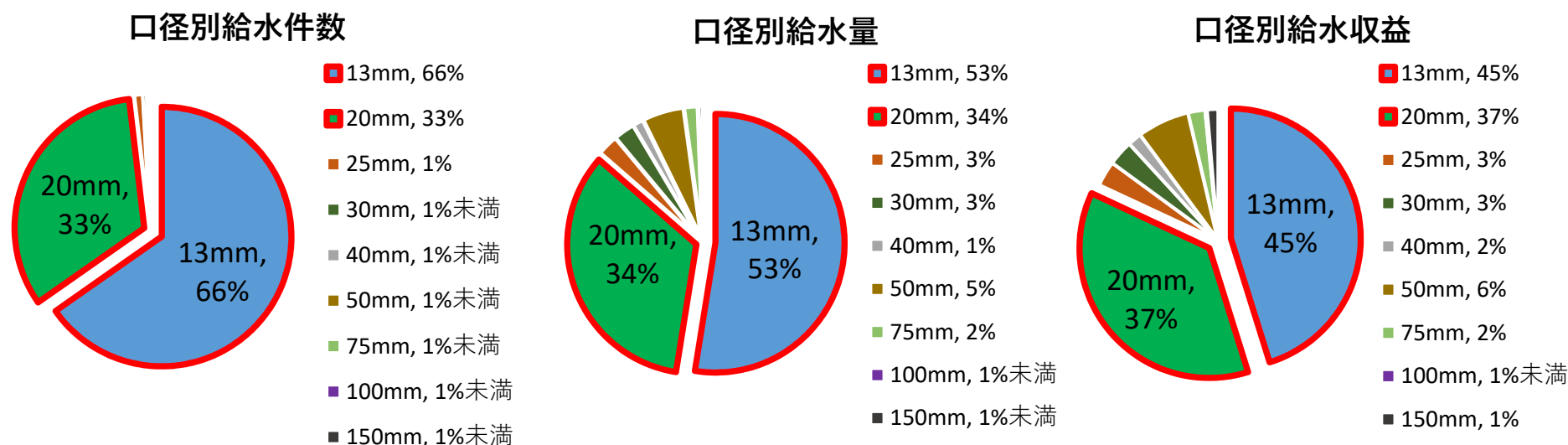


2-1. 料金設定のあり方について (2)湖西市水道料金の現状

2. 各種データの分析(口径別の給水件数・給水量・給水収益の比率)

- 市内の口径別給水件数は、13mmと20mmが99%を占める
- 給水量・給水収益ともに、13mmと20mmの割合が高いものの、全体比率に相違がある

令和3年度値



(13mmと20mmの割合)

給水件数: 99%

給水量: 87%

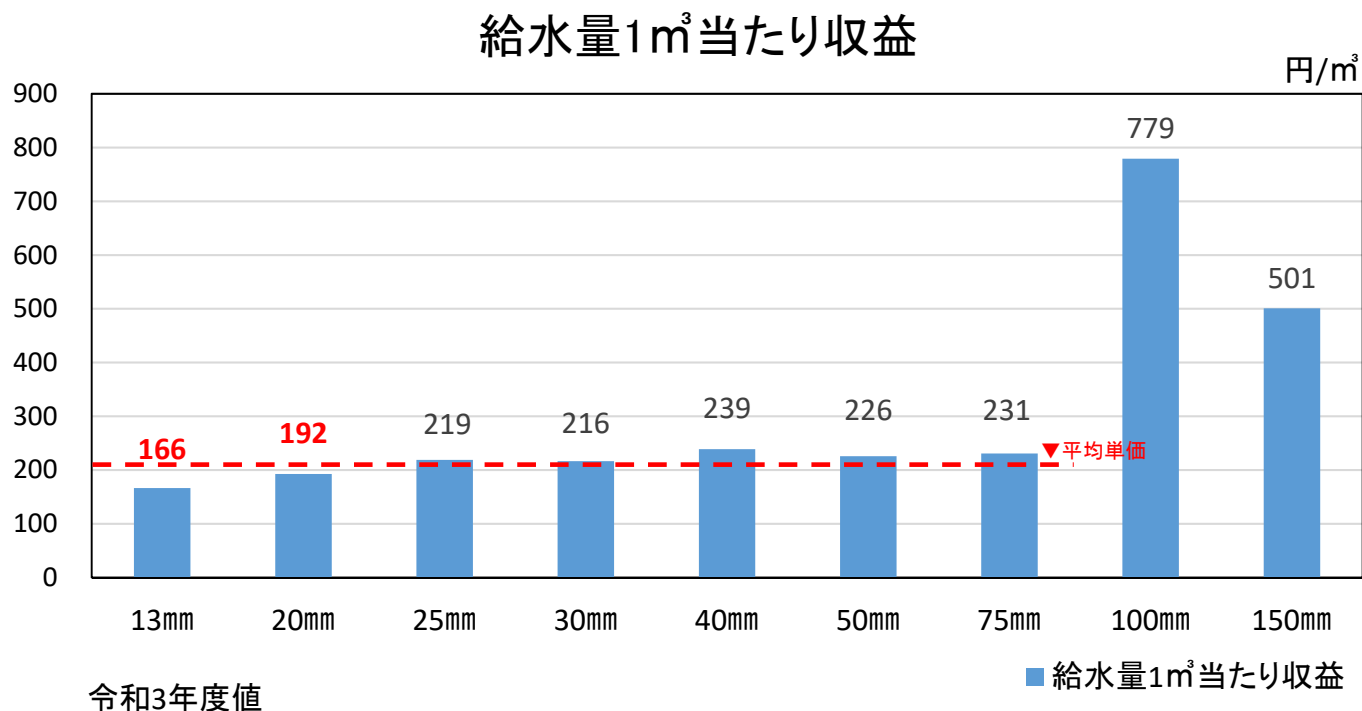
給水収益: 82%

2-1. 料金設定のあり方について (2)湖西市水道料金の現状

2. 各種データの分析(口径別の給水単価)

- 口径別の給水収益を給水量で除した給水量1m³当たり収益(収益単価)は、下図の通り
- 大口径である100mmと150mm※を除いた平均単価は、約212円で13mmと20mmでは平均価格を下回っている

※ 口径100mmと150mmは、公共・公益関係

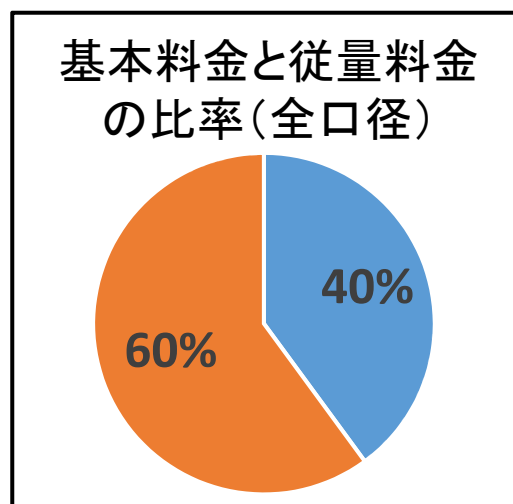


2-1. 料金設定のあり方について (2)湖西市水道料金の現状

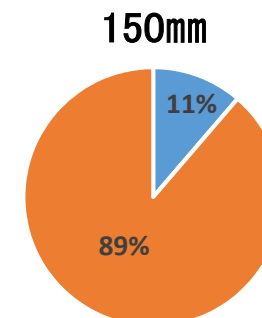
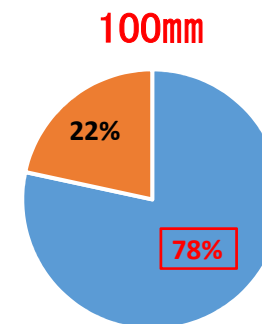
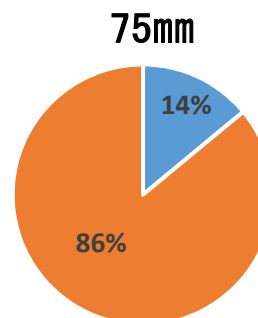
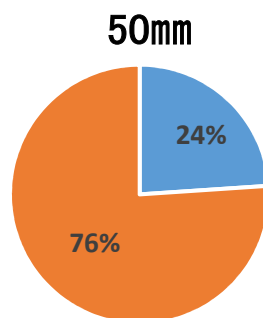
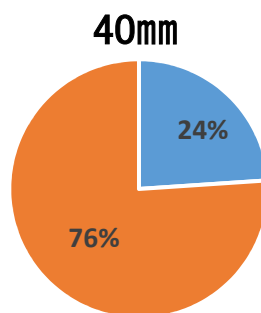
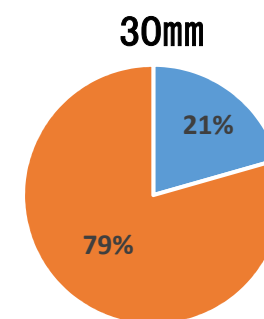
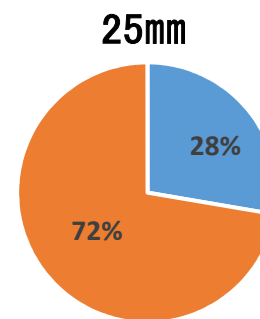
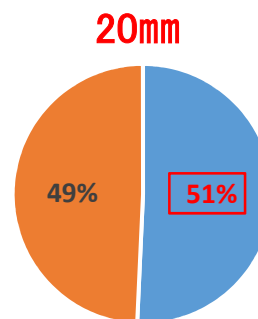
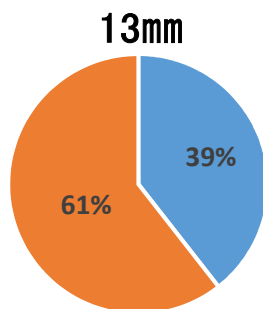
2. 各種データの分析(基本料金と従量料金の比率)

- 全体料金の基本料金と従量料金の比率は、4:6
- 各口径別では、比率にバラつきがあり、基本料金が従量料金を上回っているものは、口径20mmと口径100mm ※

※ 口径100mmは、公共・公益関係



➤ 口径別の基本料金と従量料金の比率

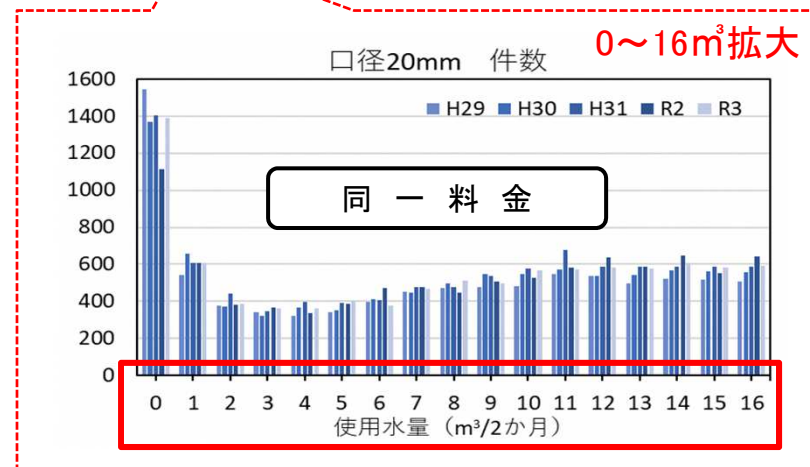
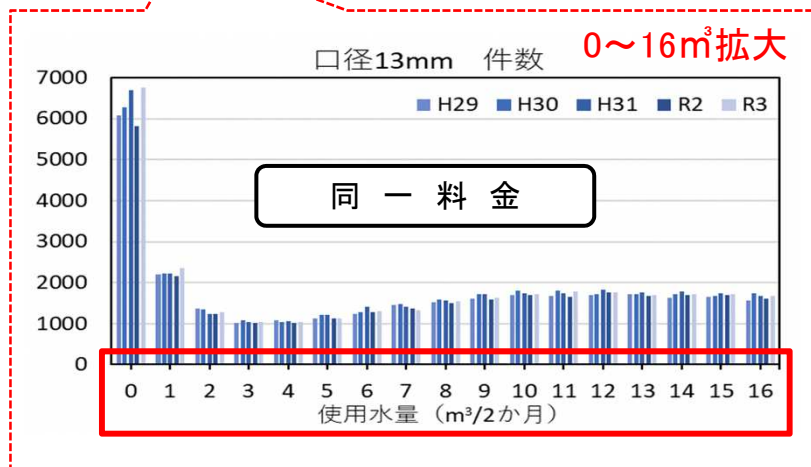
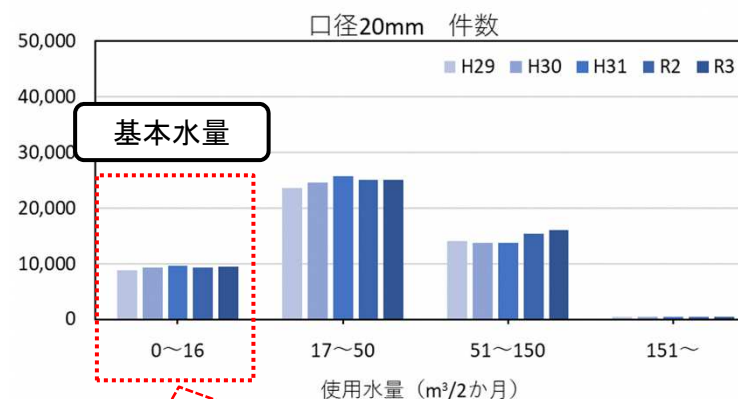
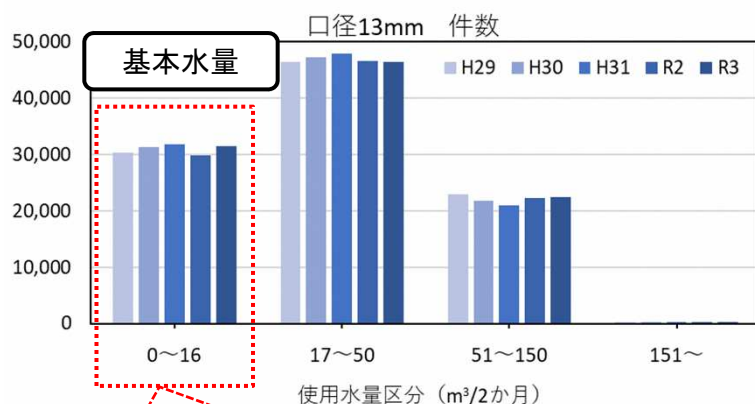


2-1. 料金設定のあり方について (2)湖西市水道料金の現状

2. 各種データの分析(基本水量範囲内の使用水量)

- 基本水量の範囲内(基本料金のみ徴収)の戸数は各口径の20~30%
- その内、13mmは約20%、20mmは約15%が使用水量1m³未満

➤ 口径13mm・20mm 使用水量の状況



2-1. 料金設定のあり方について (2)湖西市水道料金の現状

2. 各種データの分析(経費比率の現状【基本料金と従量料金】)

- 過去5年間の費用を固定的経費、変動的経費に配分した場合
 固定的経費と変動的経費の割合は、9:1

項目	実績5年間 (H29~R3) 平均	
	固定的経費 (千円)	変動的経費 (千円)
営業費用 A	851,405	89,872
人件費	65,586	
薬品費		1,848
動力費		32,502
修繕費	39,676	
受水費	301,290	55,522
委託費	52,979	
減価償却費	356,132	
資産減耗費	8,422	
その他維持管理費	27,319	
営業外費用 B	20,680	
支払利息	20,680	
費用合計 A+B=C	872,086	89,872
控除項目 D	46,221	
総括原価 C-D=E	825,865	89,872
総括原価に対する割合	90%	10%

※控除項目: 本来の事業収益である給水収益に見合った配分費用により料金水準を設定するため、控除する項目
 (受託工事収益、その他営業収益、補助金、営業外収益、特別利益)

※受水費は基本料金を固定費的経費に、使用料金を変動的経費に配分

2-1. 料金設定のあり方について (2)湖西市水道料金の現状

2. 各種データの分析(経費比率の現状【基本料金と従量料金】)

- 施設整備に要した固定的経費は、性質上は準備料金として配分
- 水道料金算定要領の算出方法に基づき、固定的経費の一部を水道料金として設定した場合、従量料金単価が極端に上昇

水道料金算定要領の考え方に基づき、
 負荷率(一日平均給水量÷一日最大給水量)をベースに
 総括原価を準備料金と水量料金に配分した場合

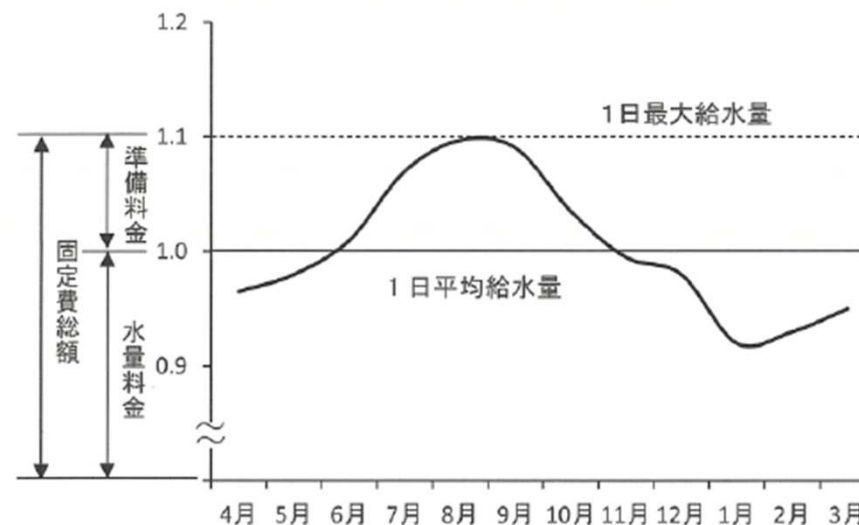
$$\text{準備料金} = \text{固定費総額} \times \frac{\text{最大給水量} - \text{平均給水量}}{\text{最大給水量}}$$

$$\text{水量料金} = \text{固定費総額} \times \frac{\text{平均給水量}}{\text{最大給水量}}$$

	準備料金相当額	水量料金相当額
固定的経費 (千円)	104,885	720,980
変動的経費 (千円)		89,872

	準備料金	水量料金
金額 (千円)	104,885	810,852
配分比率	11%	89%

図表 2-49 (i)の配分基準の考え方



出典)小松秀雄、水道財政と料金 理論と実務改訂版、平成4年 を一部加筆

(出典)水道料金改定業務の手引き(公社日本水道協会)より

2-1. 料金設定のあり方について (2)湖西市水道料金の現状

3. 各種データの分析結果及び考察

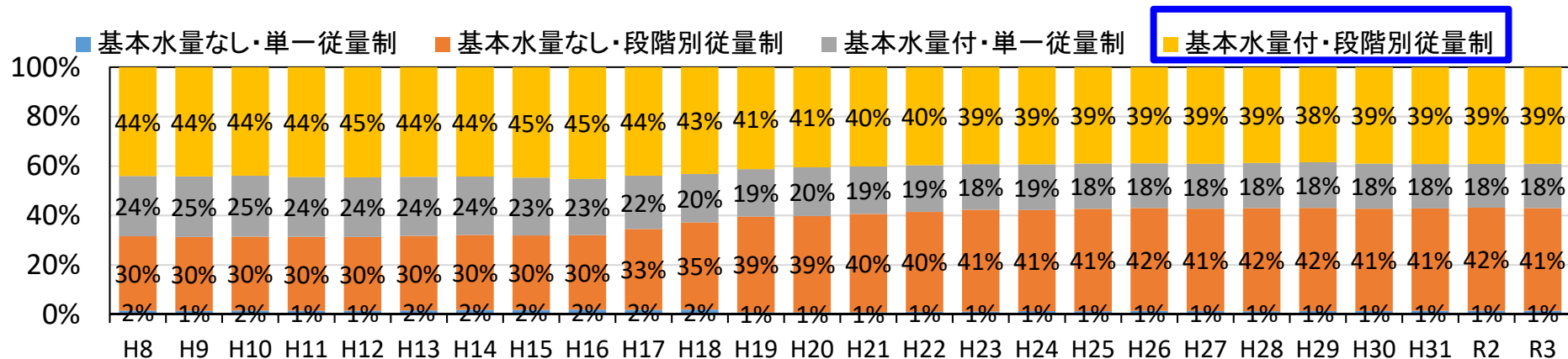
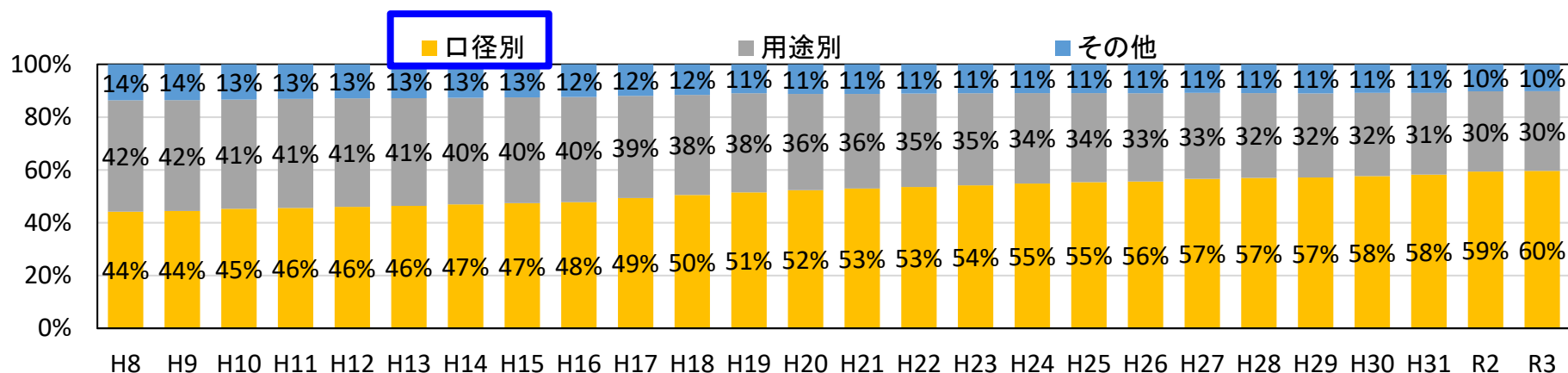
- 市民のライフスタイルの変化に伴い、給水人口・水量は減少傾向にあるのに対し、給水戸数は増加傾向。
⇒ 基本料金対象は増加するものの、従量料金対象は減少する
- 給水量・給水収益の大半は生活用途。また、生活用途・給水件数は13mmと20mmの割合が高いものの、口径別給水収益・給水単価では13mmと20mmの割合が低く単価が安い。
⇒ 公平性客観性の観点及び用途実態から、口径別料金体系は妥当
- 各口径別の基本料金と従量料金の比率にバラつきがあり、20mmでは基本料金と従量料金は、概ね同額。
⇒ 今後料金改定が必要となった場合に、現行料金体系を維持し、全口径に同じ比率で負担を設定すると、20mmの基本料金の負担率が増加する
- 基本水量範囲内の使用している戸数の割合は、全体戸数の20～30%。その内、13mmは約20%、20mmは約15%が使用水量1 m³未満。
⇒ 基本水量制の目的の一定水量の使用を促す効果が発揮されていない
- 固定的経費と変動的経費の割合は、9:1。また、水道料金算定要領で固定的経費の一部を水道料金として設定した場合、従量料金単価が極端に上昇。
⇒ 性質のみで配分検討した場合、現状の基本・従量料金比率に対し変化が大きくなり、各口径の水道料金への影響が大きくなる

2-1. 料金設定のあり方について (3) 考慮すべき項目

1. 考慮すべき項目(全国的な動向)

- 全国の水道事業者では、用途別から口径別へ移行の方向
- 料金制度における基本水量制は廃止の方向

● 全国の料金体系の推移



出典:公益社団法人日本水道協会「水道料金表」より作成

※湖西市の現行料金体系

2-1. 料金設定のあり方について (3) 考慮すべき項目

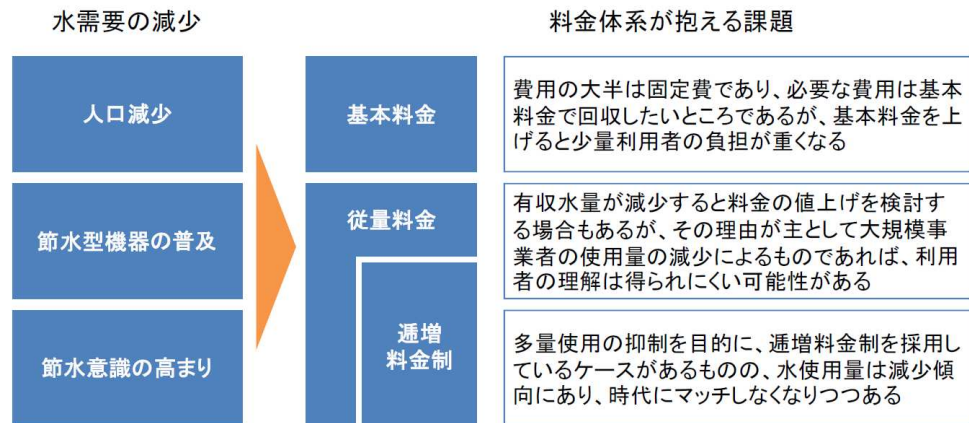
2. 考慮すべき項目(少量利用者への影響・水需要減少傾向)

- 基本料金の構成比が高い場合、水需要の増減に収入が影響されないため、安定した料金徴収が可能な一方で、少量利用者への負担が重くなる
- 水需要減少傾向において、従来の逦増性料金体系は緩やかな見直しが必要

● 総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書：平成26年」

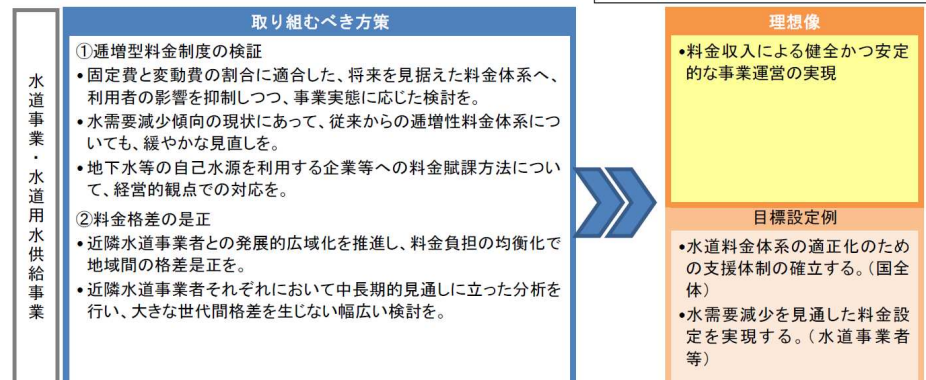
● 厚生労働省「新水道ビジョン：平成25年3月」

図表 IV-17 料金体系が抱える課題



3. 新たな発想で取り組むべき方策

1 料金制度の最適化



出典：新水道ビジョン推進のためのロードマップについて(厚労省資料)

2-1. 料金設定のあり方について (4)まとめ

➤ まとめ

- 今後も増加すると見られる給水戸数と、固定的経費及び変動的経費の性質を踏まえ、着実な経費の確保を図り、負担のバランス・利用者への影響などに配慮して基本料金と従量料金の配分を見直す必要があること
- また、現行の各口径別基本料金・従量料金の比率を踏まえ、基本料金・従量料金の配分を見直す必要があること
- 公平妥当な料金設定を行うため、現状の給水量と給水収益のバランスが取れた料金設定に見直す必要があること
- 基本水量制は、一定の使用水量区間の料金低廉化の効果があるものの、現行の使用水量実績から、公衆衛生上の観点である水の使用を促す目的を発揮できていないことや、将来水需要の減少、全国的な動向などを踏まえ、従来の基本水量制を見直す必要があること
- 少量利用者への負担に配慮した料金設定とする必要があること
- 将来の少子高齢化・人口減少により水需要が減少する時代下を踏まえ、従来の逦増性料金体系を緩やかに見直す必要があること

2-2.料金以外の各種サービスに対する負担のあり方について

1. 民間インフラ事業者の動向

- IoT技術は近年急速に発展しており、様々な分野で利用者サービスに活用
- 市民生活を支える民間の生活インフラ事業者において、電子決済や見える化などの利用者サービスを実施しており、水道事業でも同様なサービスを実施中
- 今後、IoT技術を中心とした利用者サービスが増加する傾向であり、民間事業者の動向も踏まえ、負担水準を検討すべき



ガス



電気



水道



携帯

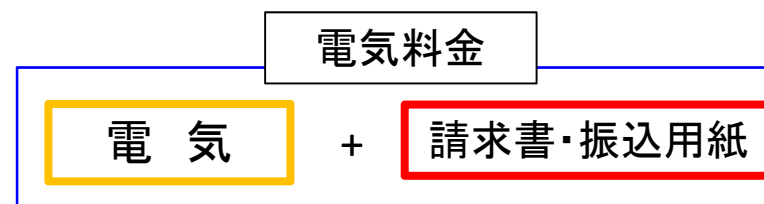
2-2.料金以外の各種サービスに対する負担のあり方について

2. 民間インフラ事業者における料金の現状

- 生活インフラ事業である電気事業・ガス事業・通信事業では、利用料金とは別に、一部のサービス(請求書・振込用紙)において、利用者の負担への切り替えが進んでいる

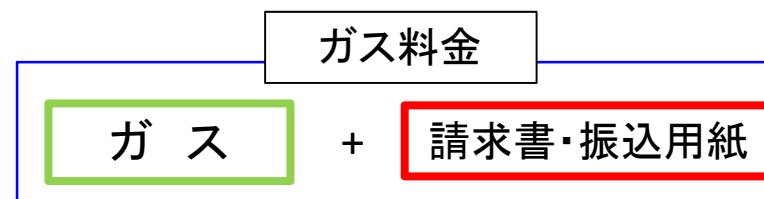
- 電力会社の例(2022年4月より)

- ・請求書…発行手数料100円
- ・振込用紙…発行手数料220円



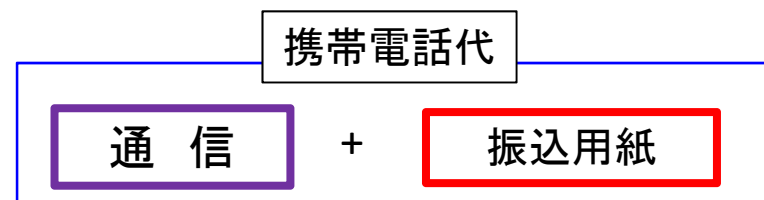
- ガス会社の例(2023年1月開始予定)

- ・請求書…発行手数料110円
- ・振込用紙…発行手数料220円



- 携帯電話会社の例(2022年12月より)

- ・振込用紙…発行手数料220円



⇒ 基幹的なサービスによる料金その他、請求者や振込用紙についての負担も付加

2-2.料金以外の各種サービスに対する負担のあり方について

3. 民間インフラ事業者における取組事例(中部電力ミライズ(株))

【取組内容】

- 中部電力ミライズでは、環境保全への取り組みの一環として、紙の消費量削減を一層推進するため、請求書や振込方法を書面からWEB・電子決済へ変更する取り組みについて、2022年4月分から開始
- 各種用紙を必要とする場合、本人の申込みを受けて、発行手数料を徴収
- 検針情報が不要な利用者は、情報提供を受け取らないこともできるなど、個人が選択する方法

- 請求書(検針票):100円/月(税込)
- 振込用紙:220円/月(税込)

現在の社会情勢を背景に、カーボンニュートラル・DX推進などへの取り組みの一環として、請求書・振込用紙の有料化を実施

2-2.料金以外の各種サービスに対する負担のあり方について

4. 料金以外の新たな負担の検討(案)

新たな発想による料金以外の各種サービスに対する負担の検討に当たっては、現在の社会情勢・地域動向や水道行政の役割、業務への影響力を踏まえた上で、負担内容や妥当性を検討し、検針票・納付書発行の有料化を判断していく

【新たな発想による料金以外の各種サービスに対する負担の考え方(案)】

- ① 利用者への負担は、公正妥当なものであること
- ② 近年の社会情勢や民間事業者の地域動向を踏まえたものであること
- ③ 負担によって、業務の効率化・生産性の向上につながるものであること
- ④ 利用者に理解される負担であること



環境保全や業務の効率化(DX推進)を目的に、
検針票・納付書発行の有料化を検討

2-2.料金以外の各種サービスに対する負担のあり方について

4. 料金以外の新たな負担の検討(案)

【新たな発想による料金以外の負担の考え方(案)】

① 負担の公正妥当について

- 個別の業務に掛かる経費を細分化した場合、個別サービスに対するコスト差が生じている
- 納付書発行は、印刷・郵送・手数料などが発生しており、他の手法(口座振替・電子決済)に比べ、高コスト
- これまで、業務の効率性・経費削減から「口座振替」を推進してきたが、いまだに請求全体の約3割が納付書を発行している
- 主な理由として、取扱い金融機関が限られており、口座振替が出来ない
- 近年、クレジットカードの普及が進み、保有率は8割以上※
- 水道課では、令和4年4月からクレジットカード決済を導入し、様々な金融機関からの引落しを可能とした。このため、取扱い金融機関の弊害を解消しており、納付書からの切り替えは可能と考える
- 負担額の設定に当たっては、業務に発生する経費や類似の民間事業者の負担額等を踏まえることで、不当な負担とならない配慮を行う

※(株)ジェシービーが実施した「クレジットカードに関する総合調査」より

2-2.料金以外の各種サービスに対する負担のあり方について

4. 料金以外の新たな負担の検討(案)

② 近年の社会情勢・民間事業者の地域動向について

- 当市では、「ゼロカーボンシティの宣言」や「DX推進」を実施しており、水道事業においても環境保全や業務のデジタル化への取り組みが重要な施策である
- 同様な業務手法である民間事業者でも、現在の社会情勢を背景に、カーボンニュートラル・DX推進などへの取り組みを実施しており、その手法の一つとして、請求書や振込用紙を有料化している

③ 業務の効率化・生産性の向上について

- デジタル化を推進することで、印刷作業や郵送手続き、用紙管理などの業務を省くことができ、業務全体の時間短縮・効率性が向上する
- 業務スキームの簡素化に伴い、作業に係る人件費を削減することが可能である
- また、納付書等の有料化によるインセンティブ効果から、早期に紙(アナログ)からデジタルへの移行に期待ができ、業務スキームの一本化が図れる

2-2.料金以外の各種サービスに対する負担のあり方について

4. 料金以外の新たな負担の検討(案)

- ④ 利用者への理解(配慮)について
 - 検針票サービスは、利用者への任意のサービス
 - SMS配信などのデジタルサービスを活用することで、同様なサービスの維持が可能である
 - 同サービスが不要な利用者もいると考えられるため、サービスの有無を含め、利用者が選択できるサービスとするが望ましい
 - 納付書・検針票のペーパーレス化を推進するためには、事業者自らがペーパーレス化を実施する必要がある。水道事業では、開始・休止などの料金業務や施設維持管理において、紙を使用した業務スキームがあり、これらをペーパーレス化することで、利用者の理解を得る
 - また、スマホを中心としたサービスのため、分かり易い手続き案内・広報などを行い、誰もが選択できる環境を整える

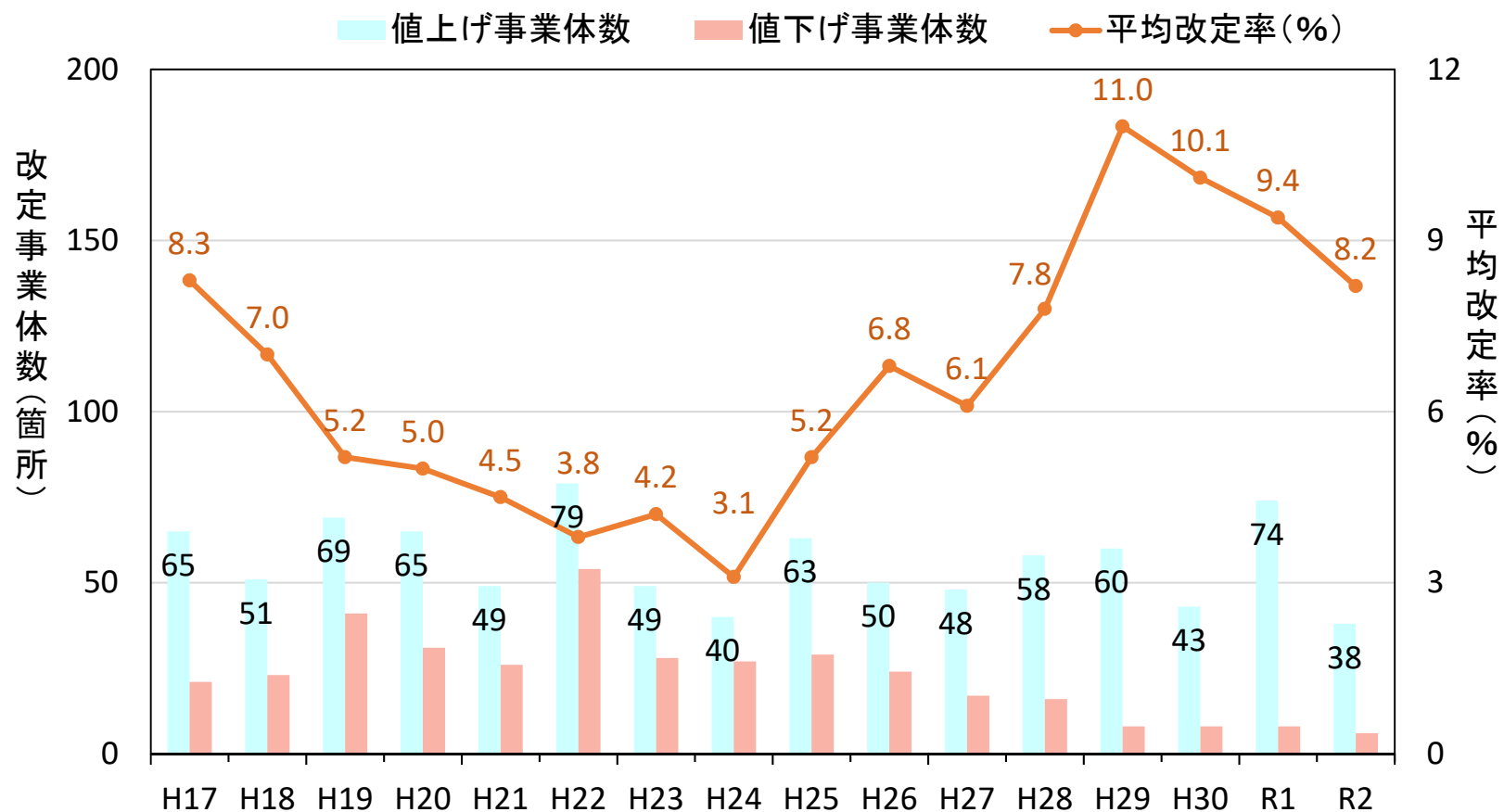
今後、負担の考え方と経費を中心に、具体的な負担設定を整理・検討し、方針を決定

2-3. 地域経済圏における料金水準 (1) 近隣水道料金の現状

1. 全国における水道料金の改定状況

- 継続的に料金改定が行われ、**令和元年度は値上げ事業者が近年で最も多い**
- 近年の改定事業体割合は5%前後、平均改定率は10%前後で推移

全国における料金改定状況の推移

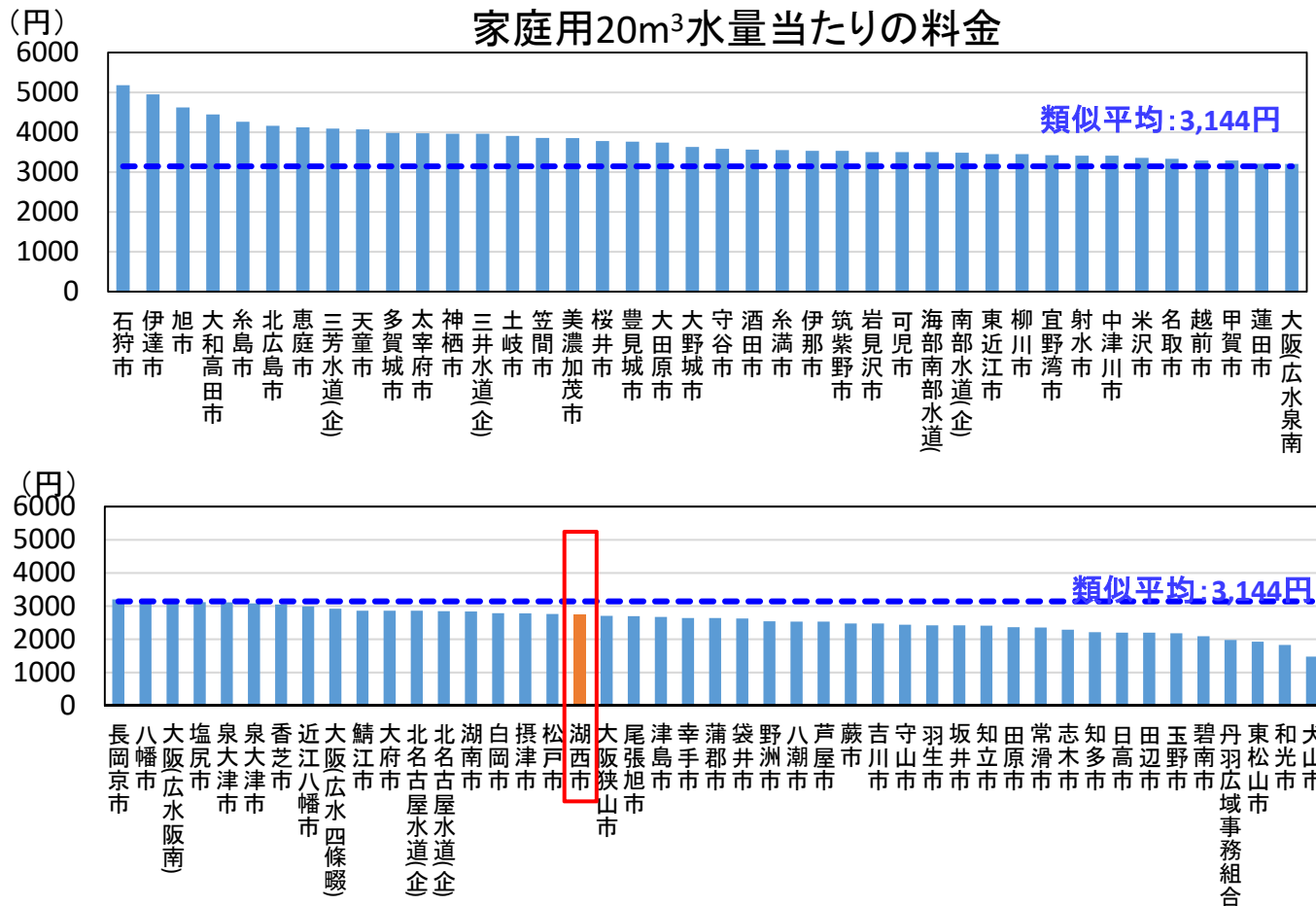


出典：公益社団法人日本水道協会「水道料金表」より作成

2-3. 地域経済圏における料金水準 (1) 近隣水道料金の現状

2. 同規模事業者との比較

- **全国の類似事業者※の平均額と比較すると約390円安い。**
- 水道料金は大規模事業者ほど料金が安くなる傾向があり、類似事業者と比較すると、湖西市の料金は安い。



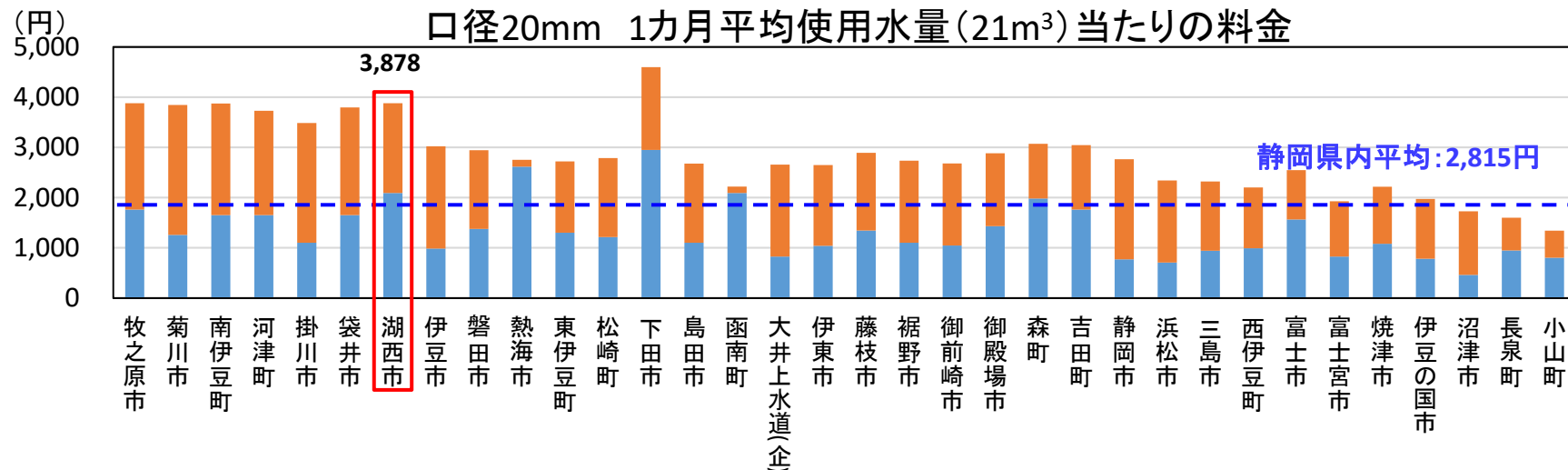
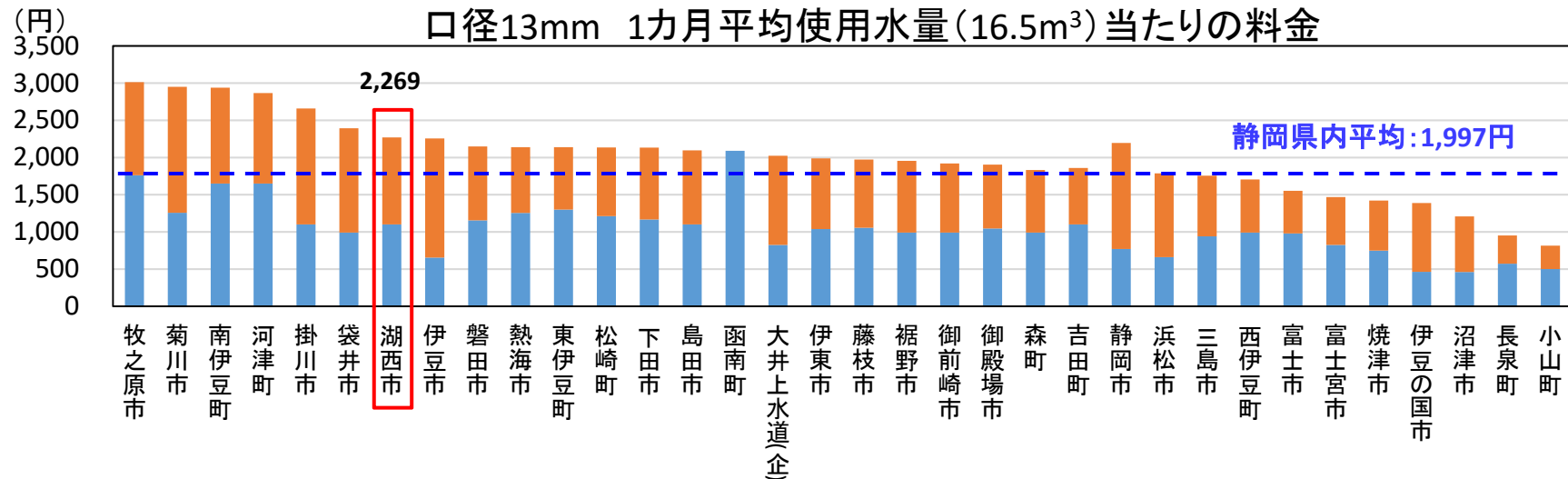
※類似事業者: 給水人口5万~10万人、受水率50%以上、口径13mmにおける比較

2-3. 地域経済圏における料金水準 (1) 近隣水道料金の現状

36

3. 県内自治体との比較

- **県内市町の平均額と比較すると13mmは約270円、20mmは約1,060円高い**
 → **静岡県の水道料金は全国的にも安い、その中で湖西市は高め**



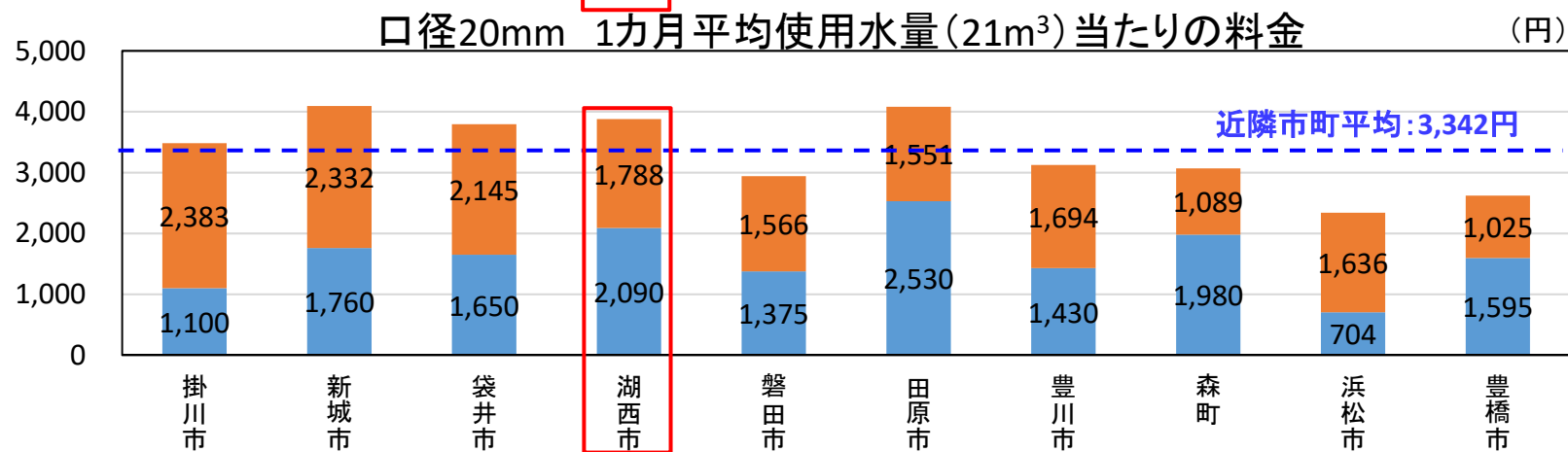
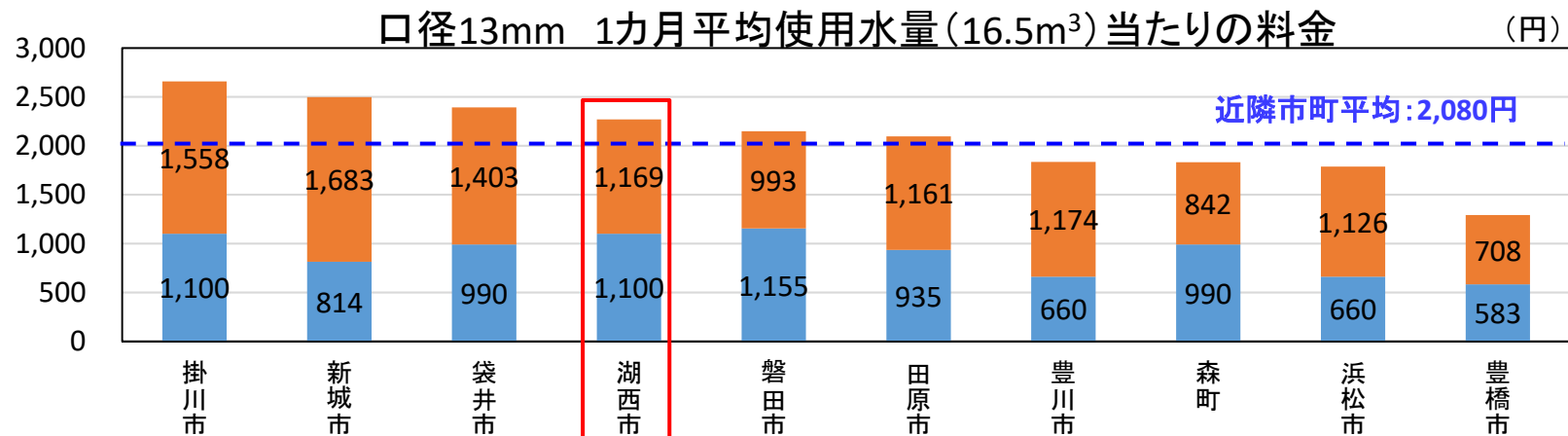
2-3. 地域経済圏における料金水準 (1) 近隣水道料金の現状

4. 近隣事業体との比較

- 近隣市町の平均額と比較すると13mmは約190円、20mmは約540円高い。

湖西市より料金の高い2自治体は近年料金改定が行われている

他の近隣事業体は近年料金改定が行われておらず、全国的な動向を鑑みると今後料金改定の必要が生じると考えられる



前回料金改定年

H20

R2

R4

H9以前

H30

H9以前

H9以前

H9以前
審議会実施
中

H19
R2より料金
体系検討中

H9以前

2-3. 地域経済圏における料金水準について (2)湖西市の現状

1. 水道料金(原因者負担)以外の経費資金の確保

水道事業などの地方公営企業では、経営状況から利用料金以外で、一般会計からの繰入金(補助金、負担金、出資金など)がある。

繰入金は、事業規模や地理的要因などから料金格差の解消として、資金投入が認められている。

【一般会計等からの繰入について】

その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
(地方公営企業法第17条の2第1項第1号)

※消火栓等に要する経費、公共施設における無償給水に要する経費

行政経費

当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

(地方公営企業法第17条の2第1項第2号)

※自然条件により高料金を設定せざるを得ない場合の料金格差の解消など

不採算経費

繰入基準が定められている

⇒これら以外の繰入分は、基準外繰入

(出典)水道料金改定業務の手引き(公社日本水道協会)より

2-3. 地域経済圏における料金水準について (2)湖西市の現状

2. 一般会計からの繰入について

水道事業では、一般会計からの繰入基準として該当するのは消火栓、無償給水に要する経費に限られており、単純な収益赤字補てんのための基準外の繰入は独立採算制の原則からは望ましくない。

湖西市は、独立採算制の原則に基づき、消火栓設置に要する経費以外、繰入は行っていない。

基準内繰入(地方公営企業繰出基準より)

【料金収入をもって充てることが適当ではない経費】

- 消火栓等に要する経費
- 公共施設における無償給水に要する経費

【健全経営を行ってもなお料金収入をもって充てることが客観的に困難である経費(国庫補助対象事業等)】

- 上水道の出資に要する経費上水道の水源開発に要する経費
- 上水道の広域化対策に要する経費
- 上水道の高料金対策に要する経費
- 統合水道に係る事業統合後に実施する建設改良に要する経費

基準外繰入

【左記以外の繰入】

- 収益赤字補てんのための繰り入れ等

2-3. 地域経済圏における料金水準について(2)湖西市の現状※参考資料

公営企業繰出金

地方公営企業は、企業性(経済性)の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入(料金)をもって充てる独立採算制が原則とされる。

しかし、地方公営企業法上、

- ① その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
(例:公共の消防のための消火栓に要する経費)
- ② その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
(例:へき地における医療の確保を図るために設置された病院に要する経費)

等については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されている。

このような経費負担区分により、一般会計等において負担すべきこととされた経費の所要財源については、原則として「公営企業繰出金」として地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入又は特別交付税を通じて財源措置が行われている。

2-3. 地域経済圏における料金水準について(2)湖西市の現状※参考資料

公営企業繰出金の根拠規定

地方公営企業法第17条の2(経費の負担の原則)

第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

地方公営企業法第17条の3(補助)

第17条の3 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

地方公営企業法第18条(出資)

第18条 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。

地方公営企業法第18条の2(長期貸付け)

第18条の2 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならない。

2-3. 地域経済圏における料金水準について (3)まとめ

➤ まとめ

- 当市の事業運営経費は、主に生活用途の水道料金で賄っており、その多くは市民生活で利用される水道水の対価としての料金である
- 現行の水道料金水準は、全国の類似事業体に比べ安価であるものの、県内及び近隣事業体と比較した場合、高い状況である
- しかしながら、近年の水道事業経営において、水需要の減少・施設投資額の増加を踏まえ、全国的に料金値上げが増加しており、近隣事業体も同様な動きがある
- また、公営企業である水道事業は、地域格差の解消等を目的に、水道料金以外の経費として一般会計からの繰入金が行われている
- 現在、湖西市の水道普及率は、99%以上となっている中、地方公営企業法上、独立採算制が原則である。また、現在の普及率から繰入金も市民の税金であることを踏まえ、市民への影響(負担)は変わらない
- これらの要素から、様々な財政シミュレーションのパターンを算定し、地域への影響を踏まえながら、今後の料金設定の方針を整理する

今後、上記の考え方を踏まえ、水需要予測・財政シミュレーションの結果から次期水道料金の設定方針を決定

3. 水需要予測・財政シミュレーションの条件設定検討

1. 水需要予測・財政シミュレーションの条件設定において考慮すべき事項

水需要予測及び財政シミュレーションを行うにあたり、予測・検討期間の設定また、シミュレーションの条件設定を整理する必要がある。

このため、シミュレーションの精度や社会情勢を踏まえ、設定値を決定する。

【予測期間】

水需要予測： 50年先まで実施

財政シミュレーション： 50年先を見据えた上で、設定期間は10年間

【水需要予測の設定条件】

①利用者の水利用状況の変化

生活用原単位の減少、業務営業用水量の減少

②社会情勢の変化

最新(令和3年)の湖西市人口ビジョンの人口予測を反映

【財政シミュレーションの設定条件】

①施設設備更新計画の変更

最新の事業計画を反映

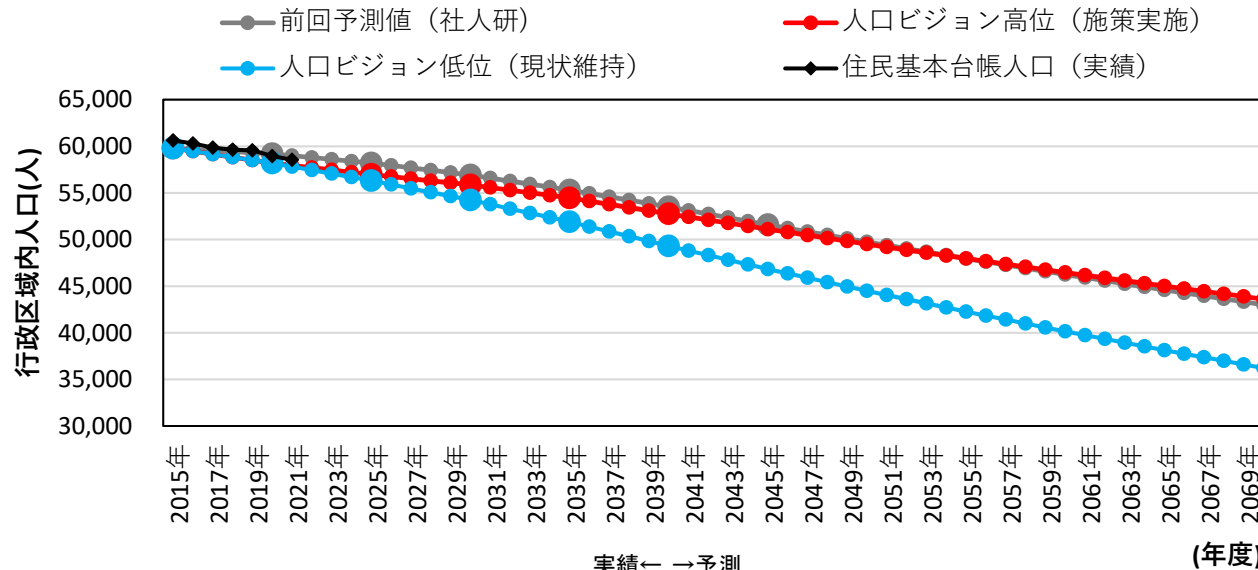
②社会情勢の変化

近年の物価上昇、人件費上昇を反映

3. 水需要予測・財政シミュレーションの条件設定検討

【①将来人口予測の見直し】

- 市では、令和3年度に湖西市人口ビジョンにおいて人口予測を見直し（予測は低位（現状維持）と高位（施策実施）の2ケース）
- 今後の推計では、前回（基本計画）の予測も踏まえ、施策実施により出生率及び社会増減の回復を見込んだ高位（施策実施）ケースを採用（前は社人研（平成29年公表数値）を基に人口予測等を実施）

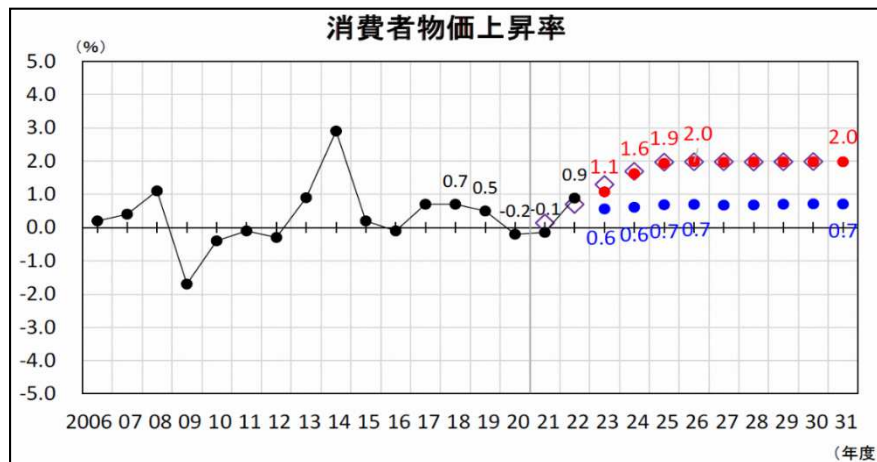


	実績 ← 予測					
	2021年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年
住民基本台帳人口(実績)	58,551					
前回予測値(社人研)		56,912	53,497	49,741	46,249	43,002
人口ビジョン高位(施策実施)		55,856	52,757	49,511	46,465	43,606
人口ビジョン低位(現状維持)		54,242	49,305	44,491	40,147	36,227

3. 水需要予測・財政シミュレーションの条件設定検討

【②消費者物価上昇率の反映】

内閣府の試算結果から、最大2.0%の上昇を2032年度まで見込む



(出典)
「中長期の経済財政に関する試算(令和4年1月14日
経済財政諮問会議提出)(内閣府)」

【③人件費上昇率の反映】

年間0.2%の人件費上昇を2032年度まで見込む

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	平均
人事院勧告(前年比)	-	-	0.27	0.36	0.17	0.15	0.16	0.09	-	-	0.20

出典：人事院「給与勧告の骨子」

【④事業費の補正】

新水道ビジョンで示した新規事業の実績により将来事業費予測を補正

3. 水需要予測・財政シミュレーションの条件設定検討

2. 財政シミュレーションの設定条件(1/2)

項目		将来値の算定方法	物価上昇	人件費上昇
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)			
	(1) 料 金 収 入	供給単価×有収水量(供給単価:令和3年度決算値)		
	(2) 受託工事収益 (B)	平成29～令和3年度決算の平均値		
	(3) そ の 他	平成29～令和3年度決算の平均値		
	2. 営業外収益			
	(1) 補 助 金			
	他 会 計 補 助 金	見込まない		
	そ の 他 補 助 金	見込まない		
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			
	既 存 長 期 前 受 戻 入	既存の償還予定表より		
新 規 長 期 前 受 戻 入	見込まない			
(3) そ の 他	平成29～令和3年度決算の平均値			
(4) 特 別 利 益	平成29～令和3年度決算の平均値			
収 益 的 支 出	1. 営業費用			
	(1) 職 員 給 与 費			
	基 本 給	平成29～令和3年度決算の平均値		●
	そ の 他	平成29～令和3年度決算の平均値		●
	(2) 経 費			
	動 力 費	施設別動力費原単位×水量から算定(水需要予測及び施設再編による水量変化を反映)	●	
	薬 品 費	薬品費原単位×水量から算定(水需要予測及び施設再編による水量変化を反映)	●	
	受 水 費	平成29～令和3年度決算の平均値※受水単価の見通しが不明であるため		
	委 託 費	平成29～令和3年度決算の平均値を基準に、施設廃止による減額を見込む	●	
	修 繕 費	平成29～令和3年度決算の平均値を基準に、施設廃止による減額を見込む	●	
材 料 費	平成29～令和3年度決算の平均値を基準に、施設廃止による減額を見込む	●		
そ の 他	平成29～令和3年度決算の平均値	●		
(3) 減 価 償 却 費 等				
既 存 減 価 償 却 費	既存の減価償却予定表より			
新 規 減 価 償 却 費	シミュレーションより算出(管路38年、土建58年、機電16年償却、2年据置)			
資 産 減 耗 費	平成29～令和3年度決算の平均値と施設撤去に伴う固定資産除却費を計上			
2. 営業外費用				
(1) 支 払 利 息				
既 存 支 払 い 利 息	既存の償還予定表より			
新 規 支 払 い 利 息	シミュレーションにより算出(利息率1.0%)			
(2) そ の 他	平成29～令和3年度決算の平均値	●		
特別損失	平成29～令和3年度決算の平均値			

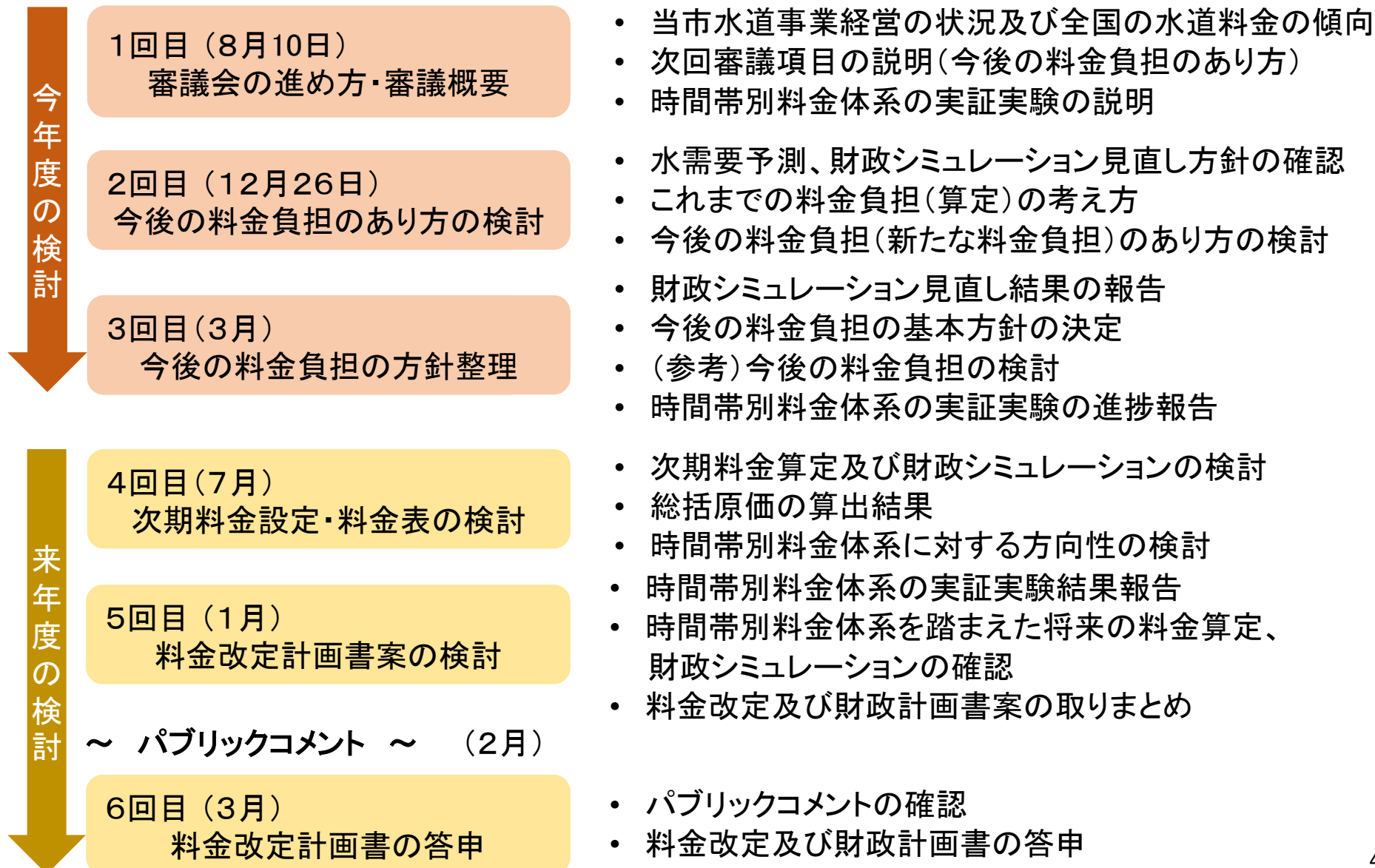
3. 水需要予測・財政シミュレーションの条件設定検討

2. 財政シミュレーションの設定条件(2/2)

項目		将来値の算定方法	物価上昇	人件費上昇
資本的収入	1. 企業債	企業債残高対給水収益比率の上限を170%程度(類似事業体平均値)として見込む		
	2. 他会計出資金	見込まない		
	3. 他会計補助金	見込まない		
	4. 他会計負担金	見込まない		
	5. 他会計借入金	見込まない		
	6. 国(都道府県)補助金	スマートメーター開発費を見込む		
	7. 固定資産売却代金	見込まない		
	8. 工事負担金	平成29~令和3年度決算の平均値		
	9. その他	平成29~令和3年度決算の平均値		
資本的支出	1. 建設改良費			
	うち職員給与費	平成29~令和3年度決算の平均値		●
	その他(工事請負費を除く)	平成29~令和3年度決算の平均値	●	
	新規工事請負費	アセットマネジメント及び10年間の投資計画より設定		
	2. 企業債償還金			
既存企業債償還金	既存の償還予定表より			
新規企業債償還金	シミュレーションより算出(管路38年、土建40年、機電16年償却、2年据置)			
3. 他会計長期借入返還金	見込まない			
4. 他会計への支出金	見込まない			
5. その他	平成29~令和3年度決算の平均値			

4. 次回検討項目

【審議会スケジュール(案)】



4. 次回検討項目

【第3回】(3月)

今後の料金負担の方針整理

- ・ 水需要予測、財政シミュレーション見直し方針の確認
- ・ これまでの料金負担(算定)の考え方
- ・ 今後の料金負担(新たな料金負担)のあり方の検討

次期料金改定方針

- ・ 各種条件を反映した財政シミュレーションの見直し
- ・ 今後の料金負担の基本方針の決定
- ・ (参考)今後の料金負担の検討(料金表案の作成)

時間帯別実証実験

- ・ 時間帯別料金体系の実証実験の進捗報告